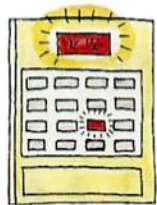


東京消防庁からのお知らせ

消防用設備等の 点検と報告

忘れて
いませんか？



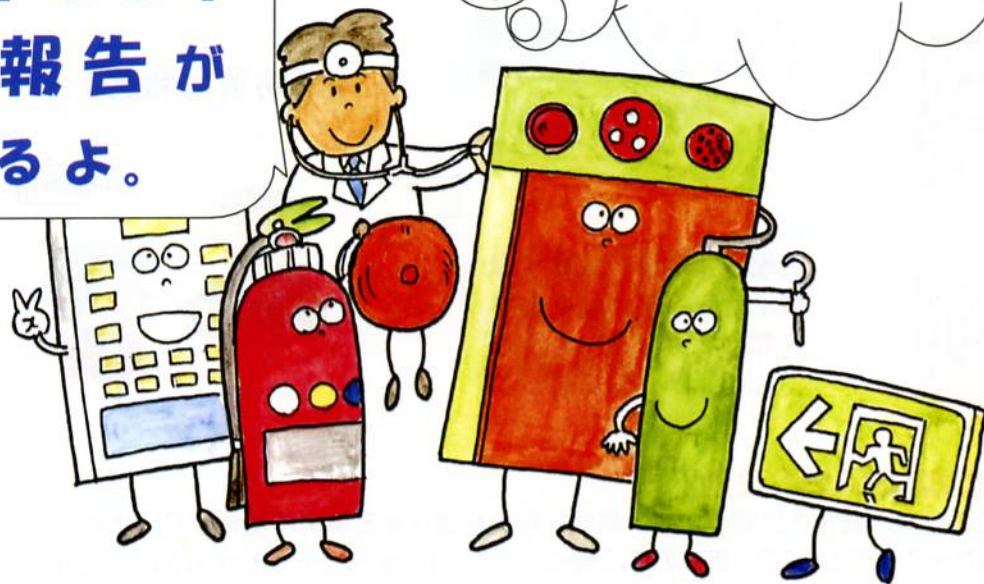
火災表示
OK



薬剤
OK



1年と3年
の報告が
あるよ。



点検報告Q&A



キュータ

Q 1 消防用設備等の点検はなぜ必要なのですか。

A 火災の時に消防用設備等が故障していると、発見が遅れたり消火に支障が出て被害が大きくなります。そのために設備が正しく機能するかを日ごろから定期的に点検し確認する必要があります。



Q 2 点検を行う義務のある者は誰ですか。また、どのような者が点検を行うことができるのですか。

A 消防用設備等の点検を行い維持管理する責任は建物の関係者（所有者、管理者又は占有者）にあります。延べ面積が1,000㎡以上の建物と、地下又は3階以上に飲食店、店舗等があり階段が1系統の建物の消防用設備等の点検は、一定の知識、技術を持った専門の資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）が行う必要があります。

また、点検業者が行う点検に立ち会って点検内容や設備の状況を自ら確認することが重要です。

Q 3 点検した後、消防署に結果を報告すると聞きましたが。

A 建物によって1年又は3年に1回報告する必要があります。

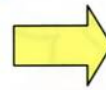


百貨店・旅館・ホテル・病院・飲食店・マーケット等
1年に1回



工場・事務所・倉庫・学校・共同住宅・駐車場等
3年に1回

〔消防署に報告〕



（消火器等の不適切訪問点検に注意）

最近、悪質業者による消火器等の訪問点検で、高額な料金を請求する事例が多発しています。東京消防庁ホームページで紹介していますのでご覧ください。<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/>

問い合わせ先